

《優良田園住宅建設において配慮した事項》
(アーバンビレッジ第2号地区)

項目	配慮すべき事項	配慮した事項
1. 魅力ある田園居住空間の創造	<ul style="list-style-type: none"> 安全で潤いのある街並み形成 田園環境と調和した住宅建設の推進 	<p>(全体計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然と調和する街並みを形成するための地区計画を制定。 電柱の民地内設置。 地区内の通過交通を排除するため、交差点はT字型にした。 歩行者の安全性及び冬期の除雪を考慮し路側帯を広く設けた。 防護柵・ガードパイプの色彩については、景観に配慮した色彩とした。 田園住宅地としての良好な環境を整備・維持・増進することを目的として、JAが「まちづくりガイドライン」を作成。 <p>(個別計画)</p>
2. 良好なコミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> 新規住民の良好なコミュニティの形成 既存集落住民との交流、連携をつうじ、農村文化、農村システム等との融合 	<p>(全体計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居予定者への優良田園住宅建設に関する説明会の開催。 公園を既存集落と共同利用、共同管理し、植栽等の共同作業を実施する。 家庭菜園教室等の実施による交流促進。 ユニバーサルデザインについて研修会開催。 <p>(個別計画)</p>
3. 自然との共生、農業との調和、地域自然への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全、居住空間との共生 緑化木花の推進 周辺農地への悪影響の防止 地域資材の循環・有効活用 	<p>(全体計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然と共生・農業との調和を目指し、宅地と農地(水田・農道)が隣接しあう環境とした。 集落排水事業による適正な排水処理。 <p>(個別計画)</p>
4. 高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者にとって安全なまちづくり 高齢者が安心して暮らせる住宅の促進 	<p>(全体計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路の歩道を広く確保した。 歩道については、セミフラット構造とし、道路との段差を少なくした。 公園には、パーゴラ・ベンチを設け、植樹を行う。 防護柵・ガードパイプ等の設置を徹底した。 住居等におけるユニバーサルデザインの採用について、研修会を通じ促進を行う。 <p>(個別計画)</p>

(注) 表右に示す「配慮した事項」には表中央の「配慮すべき事項」と対応する項目を記載すること。